平成２５年（フ）第３２３号
大阪市生野区桃谷１丁目10番22―412号
債務者　三上　昌子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４号
大阪府茨木市五十鈴町20番４号
債務者　吉冨　誠一
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５号
大阪府茨木市五十鈴町20番４号
債務者　吉冨　米子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６号
大阪府寝屋川市高倉１丁目16番17―313号
債務者　尾田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００号
大阪市平野区加美南５丁目９番11号
債務者　清友　勝美
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３号
大阪府吹田市岸部南２―26―33―206、住民票上の住所兵庫県淡路市斗ノ内265番地
債務者　浅田　香織（旧姓山田・佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１号
大阪府豊中市上新田１丁目20番５―211号
債務者　河名　ユリ
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７０号
大阪府高槻市庄所町１番５号
債務者　柴田　　稔
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２８号
大阪府高槻市浦堂本町29番10号
債務者　西山　純子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４１号
大阪府交野市倉治２丁目５番４号、前住所大阪府枚方市走谷１丁目11番12―25号
債務者　川口　　汪
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４４号
大阪府枚方市藤阪東町１丁目３番10号
債務者　前田　輝好
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７３号
大阪府池田市荘園１丁目12番７号　フラッツ荘園201号
債務者　嶋田修一こと　姜　　日先
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１号
島根県雲南市木次町新市557番地２
債務者　妹尾　純子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６６８号
福岡県朝倉市中原60番地８　メロンハウス101号、前住所福岡県朝倉市馬田1204番地１
破産者　中島　富子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７７３号
福岡市南区長丘３丁目７番11号
破産者　福田　　昭
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８号
長野市青木島町大塚1407番地１　プレジールⅠ202
破産者　岩田　　泉
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７３号
北海道北広島市共栄町２丁目５番地１
破産者　谷　　俊明
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３４号
宮城県岩沼市たけくま３丁目９番８－２号
破産者　中村　公成
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係